

講習の種別、受講料等一覧表

平成27年10月1日施行

講習種別	開催日等	申込期限	受講料(円:税込)		備考
①新規講習	毎月2回 原則として、毎月第1週及び第3週の水曜日・木曜日又は、毎月第2週及び第4週の水曜日・木曜日の開催を基本として、センターがあらかじめ開催日として定めた日とする。 ただし、当該講習開催予定日において講習受講申込みがない場合は開催しない。	新規講習開催予定日の前週の金曜日の正午まで	18,000		開催計画は、約6ヶ月ごとに開催計画を策定し、事前に関係者へ周知するものとする。
②新規講習 (地理)	上記①新規講習の開催時に開催(地理講習を受講させる)する。 ただし、新規講習の受講申込者が存在せず、当該講習が開催されない場合にあっては、所属会社とセンター間で日程調整の上、開催できるものとする。	同上	4,500		新規講習開催時に受講する場合
			9,600		新規講習未開催時に受講する場合(特例)
③命令講習	上記①新規講習の開催時に開催する(受講させる)。 (法令・安全の2科目必須)	同上	9,000		新規講習開催時の受講に限る。
④補講1	上記①新規講習の終了後(新規講習日当日の夕方)に開催する。 受講対象者:新規講習日当日の2回目の効果測定で修了基準に満たない者	申込不要	1,200		新規講習開催日の講習終了後の補講
⑤補講2	上記①新規講習開催時に開催(効果測定含む。)する。 ただし、新規講習の受講申込者が存在せず、当該講習が開催されない場合にあっては、所属会社とセンター間で日程調整の上、開催できるものとする。 受講対象者:上記④補講1で修了基準に満たない者。	新規講習開催予定日の前週の金曜日の正午まで	1科目	4,500	新規講習開催時に受講する場合 新規講習未開催時に受講する場合(特例) ※3科目以上の場合は、新規講習開催時に受講してもよい。 (受講料18,000円)
			1科目	9,600	
			2科目	13,200	
			3科目	21,800	
4科目	25,400				

新規講習の受講申込み期限の特例

「新規講習の受講申込み期限は、上記のとおり新規講習開催予定日の前週金曜日の正午まで」ですが、新規講習の開催が確定している場合にあっては、講習日前日(正午まで)まで追加申込みを可能とします。(平成27年11月から実施。)

※新規講習の開催有無情報は、センター事務局へ照会下さい。